

佐伯と國木田独歩 (十二)

— 中根祚胤・三の丸 —

会員 山 本 保

「散かざるの記」の一節を掲載します。

明治二十六年

九月三十日—独歩佐伯着付

正午後伯着。午後直ちに中根氏を訪ぶ。

十月一日—独歩、大年前富永旅館投宿

午前、山名⁽²⁾野村⁽³⁾、高橋⁽⁴⁾等四氏来訪。午後状ニ⁽⁵⁾と共に、近郊を漫歩し、高崎(城山)に上

リて遠望すれど佐伯町眼底に出つまる。

夜少年諸氏来訪。其前、山中盛太郎氏と訪問す。

十月二日—毛利家へ着任挨拶。

午後中根氏を訪ふも不在、蓋し氏と共に毛利氏を訪ね

んとてなり。坂本永年氏未だ。

(註)①中根祚胤(つねたか)、横谷淳蔵経営主仕、佐伯百文銀行

頭取。

②山名聯(はやま)後年小学校長。

③野村一也(ひづや)後年(昭和五年)佐伯町長。

④高橋庸吉、當時鶴谷洋館生徒。

⑤開業試など。

⑥山中盛太郎—毛利家總取締役、後年(明治四十一年)佐

伯頭長。
毛利家第十三代子爵毛利高範、鶴谷洋館経営主、當時警
察(現在大手五通商)が即席でいた。

④ 坂本永年—轉金業者、佐伯百文銀行取締役、
中根祚胤、山中盛太郎、坂本永年及、毛利高範子
爵の重要なブレーンの面々でした。

明治二十六年十月一日、独歩の宿舎と訪れた山名聯氏
はその当時の思い出を次のように語っています。

「野村一也、高橋庸吉君等と誇り合わせて富永旅人宿
(旅館・現在佐伯市大手五通商木商店)と云はれて左へを訪ねて从る
と、薄汚れた左二階の一間に、独歩兄弟が柳行李一個を
投げ出し左まで坐つていた。

独歩は矢野竜溪からもらつて来た椎鹿状らしいもの
を出してみせて、私が國木田です。矢野先生や篠富皆
生の椎鹿によつて当地に来るようになつた者ですと云
うよう言挨拶をして左。

我々が初対面の独歩を見て最も驚いたのは、そ入風
采が仄めく貧弱に見えたことだった。木綿の紋付をぞ
もぞもぞと着、また大袴をつけ、ぶつきら棒を物言ひを
する色々の悪い青年に対する時、教師といふより是
生くされと云つて感心がして、これが後任教師がスカ
とケヤ失望した。前任者の久代孝次郎といふ人は當時
佐伯町切つての紳士然むる好男子で、慶應義塾出身、
恰幅よく年配者でした。

しばらく話すうちに、独歩は我々にカーライルヘドイ
ツの新奇家、美術及び莫草崇辨論(著者)を読みますとい
しきりに言う。その時カーライルの何であるかと知ら
なかつた我々は、新任教師(独歩)は余程カーライルと
いう人の崇拜者なんだろと思つた。」

独歩二日目の独歩へようすを的確にとらえています。
松井二日目の道順は次の通りです。

東京新橋出発。
明治二十六年九月二十一日午後九時五十分由夜行列車で

翌二十二日は彦根へ支那人久保余所五郎（東京専門学校同期生）宅を訪れ、彦根城見物。

二十三日朝彦根発、正午大阪から船に乗り、二十四日薄暮御里柳井町（山口県）に帰宅。二日滞在、二十七日夜柳井港で乗船、翌二十八日朝宇品港（佐賀県）着、夜宇品港、瀬戸内海を横切つて四国入（愛媛県）三津浜着。

二十九日午後三津浜港で肱川丸（四〇トントン）に乗船。

翌七月三十日正午佐伯町の葛港に着き、まし友。当時独歩は二十三才、愛弟收二（十六才）を伴つて。そして兄弟二人の佐伯生活が始まります。日豊本線が佐伯を通じて、なかなかたためへ、鉄道は大正五年開通、汽船で佐伯入りと左おけです。

故中根貞考氏はその著書「風鈴」（昭和三十五年春行）で次のよう述べています。

「最近、大分大学の松本義一教授は、独歩の佐伯着任当時の宿について、耳念に詮索されて発表中であるが、その中に独歩が最初に富永旅館に泊つたのは、葛港から乗つ古人力車の車夫のすすめによつたものか、あるいは佐伯着後、すぐお左しの養父へ中根旅館へ訪ねて、いるから、父の紹介によるものかも知れぬ。」

の疑問を提起されてゐる。

鶴谷旅館の美術教師の人達及、久代先生も独歩も、父から矢野先生（鹿児島）にち頼いした結果であることに間違ひないから、矢野先生は独歩に「佐伯に着いたら第一に中根に挨拶に行け」と言わせたものと思ふ。

しかし父には旅館の世話をどう出来そうもないから、夏至は宅に出入する銀行（百姓銀行）の行員に世話をさせ

左ものが想像する。

独歩の作品「彦将」に中根の叔父さんの名が見え、銀行の頭取であるから、養父と指し方ことになるが、

お左しは父が鹿狩に行つた話など一度も耳にしたことない。

佐伯に帰つてすぐ目につくのは城山である。城跡の城山で、山のひすがつた形が羽をひろげた鶴に似て、名から鶴城というとの優謨があるが、但（ほ）何ん（ほん）（注中根貞考）生まれた町の築城とまさしく象である。

この城山は維新の際、明治政府に奉還してしまつたので、養父が毛利家のため熊本学林局と何年がかりかの交渉で、他の山林との交換が出来たのである。城山は松の林、椎などの密林で蔽われておるから、今日では毛利家は大慶な財産を擁しているわけである。

岡崎誠氏（鶴谷旅館生徒）も次のようにお恵み出話をされ

ます。

「先生（独歩）は運動時和服、紋付に嘉平次袴、それには縫上靴へと云つても上まで紐で結び上げる軍隊式のものでなく、両側に黒ゴムのついた、すっぽりそのまま足を入れる深靴」とはへていた。

先生が斯の狩獵グレーの人々から鹿狩りにさそあれ左時、集合場所の中根旅館の家へ佐伯町馬場へ乗たのがこの服装であつたので、それで鹿狩りとはと云つて、皆が大笑いしなと云う話も聞いてゐる。」

（附記）

①城山三の丸公園には、城山還原之碑がそびえ立つています。（顧問益田崇先生の研究一佐伯史譜第二十八号所載）これによつて城山が毛利家へ返還された経過を察知することができます。

碑文左の通り

慶長六年我祖 養父公就對相被於佐伯之恩 聚歲
於鶴谷之邊名谷曰城山 面積五百八十尺 廣表凡

柏原町、周囲一里強、前臨市街、後負白潟、東控離山、南側又部長瀬一帯平野、此為邑巨鎮矣。

公下世後、傳三十一代二百六十餘年、至溫良公。

明治

初年奉還藩籍、山又為官有。余繼統以歸、此山城趾所存、墳墓所倚、一朝而失之難日尋其蹟然、不遠今復忘、非所以敬祖先之道也。

且忍其革創之蹟終帰津滅耳。乃以明治十二年九月具狀於官、請償還。至三十四年二月、始有允准命。

嗚呼、城山一失而再得之。列祖在天之靈其喜可知也。而余報本反始之念亦於是乎達矣。因叙其梗概以謹末

益、錄云、

鶴谷之山、我祖所開、鬱乎蒼翠、有巍有奕、子々蒸々、宜永保有、茲建畫碑、與山不朽。

明治四十四年九月

侯三位子爵毛利萬義撰並書

②平田幸市先生著「佐伯親光蘆本あれこれ」へ昭和四十年年癸亥より抜萃

閑原の役後、徳川家康はさかんに諸大名の幕封を行ひ、慶長六年毛利伊勢守高政は、日田隈城から佐伯に移封されました。

城母半礼に入らず、塙屋の浜邊下城と築きました。當時塙屋の浜は、蘆葦が風にそよぎ、水鳥が波打たぬよう寒村で、塙焚く小屋がわざがて点在するだけでした。

今日の佐伯市の母体ができました。毛利氏の藩改姓、高政を藩祖として、高成、高尚、高重、高久、高慶、高丘、高棟、高誠、高翰、高泰、

高謙など十二代約二百七十年余り続きます。高源公の時、明治維新及び廢藩を迎えた。

明治三十八年、中根豫胤様による三の丸沿革記を

に掲げます。(会員小野栄治氏の研究参考)

延べ

セ

レ

タ

シ

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

ト

ル

リ

ス

佐伯城三の丸沿革年表

年号	紀元	摘要	要
慶長	一一一六〇六	養賢公(初代高政)築城	
寛永	一四一六五七	長川公(三代高尚)三の丸造営、奥殿主二附屬家屋落成	
延宝	七一六七八	竹林公(四代高望)書院玄間等増築	
寛延	元一七四八	蘭陵公(五代高望)三ノ丸大塗壁着工	
明和	九一七七二	官龍公(八代高標)三月三の大改修	
享和	二一八〇二	宣治公(九代高誠)十月三の丸大改修着工	
天保	六一八三五	恭雲公(十一代高恭)奥殿改造	
万延	元一八六〇	三月書院居室玄間等改修着工	
文久	元一八六一	七月右落成	
二	一八六二	十一月奥殿増築着手	
三	一八六三	正月右落成	
明治	二一八六九	十六代毛利高兼改籍奉還、城山町有となる 城山毛利家の私有地とするため、熊本當林局へ申請	
四	一九〇一	城山遷原成る 城山遷原之碑建立	
五	一九〇五	中根旅館三ノ丸沿革誌作製	
六	一九一一年		
七	一九一九年		
八	一九二四年		
九	一九二八年		
十	一九三四年		
十一	一九三八年		
十二	一九四一年		
十三	一九四五年		
十四	一九四九年		
十五	一九五一年		
十六	一九五六年		
十七	一九五九年		
十八	一九六一年		
十九	一九六四年		
二十	一九六七年		
廿一	一九七一年		
廿二	一九七六年		
廿三	一九七九年		
廿四	一九八一年		
廿五	一九八五年		
廿六	一九八九年		
廿七	一九九一年		
廿八	一九九五年		
廿九	一九九九年		
三十	二〇〇一年		
卅一	二〇〇五年		
卅二	二〇〇九年		
卅三	二〇一三年		
卅四	二〇一七年		
卅五	二〇二一年		
卅六	二〇二五年		
卅七	二〇二九年		
卅八	二〇三三年		
卅九	二〇三七年		
四十	二〇四一年		
廿九	一九九九年		
三十	二〇〇五年		
卅一	二〇〇九年		
卅二	二〇一三年		
卅三	二〇一七年		
卅四	二〇二一年		
卅五	二〇二五年		
卅六	二〇二九年		
卅七	二〇三三年		
卅八	二〇三七年		
卅九	二〇四一年		
四十	二〇四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二〇〇五年		
卅一	二〇〇九年		
卅二	二〇一三年		
卅三	二〇一七年		
卅四	二〇二一年		
卅五	二〇二五年		
卅六	二〇二九年		
卅七	二〇三三年		
卅八	二〇三七年		
卅九	二〇四一年		
四十	二〇四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二〇〇五年		
卅一	二〇〇九年		
卅二	二〇一三年		
卅三	二〇一七年		
卅四	二〇二一年		
卅五	二〇二五年		
卅六	二〇二九年		
卅七	二〇三三年		
卅八	二〇三七年		
卅九	二〇四一年		
四十	二〇四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二〇〇五年		
卅一	二〇〇九年		
卅二	二〇一三年		
卅三	二〇一七年		
卅四	二〇二一年		
卅五	二〇二五年		
卅六	二〇二九年		
卅七	二〇三三年		
卅八	二〇三七年		
卅九	二〇四一年		
四十	二〇四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二〇〇五年		
卅一	二〇〇九年		
卅二	二〇一三年		
卅三	二〇一七年		
卅四	二〇二一年		
卅五	二〇二五年		
卅六	二〇二九年		
卅七	二〇三三年		
卅八	二〇三七年		
卅九	二〇四一年		
四十	二〇四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二〇〇五年		
卅一	二〇〇九年		
卅二	二〇一三年		
卅三	二〇一七年		
卅四	二〇二一年		
卅五	二〇二五年		
卅六	二〇二九年		
卅七	二〇三三年		
卅八	二〇三七年		
卅九	二〇四一年		
四十	二〇四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二〇〇五年		
卅一	二　〇九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　〇五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　〇五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　〇五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　〇五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　〇五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　〇五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		
卅九	二　四一年		
四十	二　四五年		
廿九	一九九九年		
三十	二　　五年		
卅一	二　　九年		
卅二	二　一三年		
卅三	二　一七年		
卅四	二　二一年		
卅五	二　二五年		
卅六	二　二九年		
卅七	二　三三年		
卅八	二　三七年		

の時に建築されたもので、石垣と共に往時の威容を
復ぶことができるのである。

廢藩後は、ここは國有となり、明治六年より佐伯小
学校が開設され、明治四十三年まで佐伯教育の歴史
的場所ともなつた。

しかし、明治三十四年毛利家の城山還原（松下山）と
共に、この三の丸も毛利家の私有地となつてゐる。
佐伯市はこの歴史ある三の丸を選んで、豪華壯麗な
市民文化会館を建設しようとしている。それは期待
すべき文化の殿堂である。

長い間、城山のシンボルとして親しまれてきた三の丸
御殿は、佐伯文化会館敷地として使用されるため、住吉
浜に移転しました。これは船頭町区の方々の御尽力によ
るもので、見事に復元され、住吉御殿と命名されました。
昨年十一月六日、待望の文化会館の起工式がとり行な
われ、工事の槌音が城山に連日こだましていきます。本年
十月末の完成を目指して。施工は大分市佐藤組。

佐伯市制施行三十周年に当る昭和四十六年度は佐伯市
にとっては勿論、三の丸についてもまたことく画期的な年
となつてゐます。

（註）昭和十六年十一月六日、佐伯町、大久壽、八幡、西上浦合併して
佐伯市となる。

二つの方がいへ余白を生かして

○今日の、毎日の出来事ごとのすゝり、五十年、百年の後世に向けて意義をも
つ歴史的文書を、明確につかんで記録はどうあつて、例えは市慶祝会館
の建設とか、重要港湾佐伯港岸壁の建設とか
○又函古、昔からあるがどうぞおさねて行く。城下町の面影、開港の姿を
まだ残している街の建物、物語をもつて、川べりや小溝や吉井戸や生垣や
樹木、今までお残したい止むを得なければ字裏紙などつづけ

以上

飯田・楊場・そして塙浜

一西南の役につながら聞書一

会員 安 部 力

増村隆也著「佐伯郷土史」後篇、西南戦争と佐伯地方

の項に、「同書二〇八頁所載、前後省略」

五月二十五日（明治十年）午後二時、敵兵三百人日

三隊に分れ一隊は城北馬場先より、一隊は城南池田
村より番丘川を渡り、一隊は切通しを経て角石より

進んで佐伯城下に何の抵抗も受けず突入し、警察署、

用務所、裁判所、学校に乱入して建物を破壊し、蟹田、楊場の海岸に歩哨線を張り、城下の首の迷惑に

備え、警官、巡査の行方を懸命に捜し求めた。

翌五月廿六日午前六時、県庁より情報を受け左城
間艦（大入島守護）は来て小艇を下し斥候を上陸せ

しめ、敵兵は塩浜の堤防下から射撃され、水兵二名及び死亡、數名の負傷者を出して、辛うじて帰艦

した。之を知つた清閑艦及砲門を開き、午前十時から午後三時迄六十三発の砲撃を加え、敵軍を撃退した。

翌二十七日、敵兵は一度佐伯城下を引揚げ、廿一日

以不日秋が右引用文に関連のある蟹田、白坪で収録し